

平成18年10月1日

関係各位

学生無年金障害者訴訟の札幌高等裁判所における 公正な判決を求める署名への協力のお願い

平成13年7月より始まりました札幌における学生無年金障害者訴訟は、現在、札幌高裁に於いて審理され、本年12月8日に結審となります。来春を目途に判決が下されることが予想され、是非とも地裁での不当な判決を覆し勝訴判決を勝ち取る決意です。

判決を迎えるにあたり、勝訴のための大きな力となる、数多くの署名を札幌高等裁判所に届けたいと考えています。また、東京、新潟、広島 of 訴訟は既に最高裁へ上告されており、最高裁判所への署名活動も併せて行いますので、よろしく願いいたします。

つきましては、何とぞ署名にご協力くださいますようお願い申し上げます。

北海道・無年金障害者をなくす会
代表 水谷 純也

住所 札幌市中央区南4条西10丁目
財団法人北海道難病連内

Tel : 011(512)3233 FAX : 011(512)4807

※札幌高等裁判所に対する「公正判決要望書」は19年1月までに集約し提出いたします。また、最高裁への署名につきましては、19年1月までに一旦集約しますが、その後も継続して行い、何度も提出したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

公正判決要望書

札幌高等裁判所 民事第二部 御中

年 月 日

北海道・無年金障害者をなくす会

代表 水谷 純也

住所 札幌市中央区南4条西10丁目

財団法人北海道難病連内

Tel : 011(512)3233 FAX : 011(512)4807

現在、御庁で障害基礎年金不支給決定取消等請求事件(学生無年金訴訟)につき、審理中ですが、一審である札幌地方裁判所は、不当にも原告敗訴判決を下しました。

しかし、学生無年金障害者を産み出した制度は、憲法14条に定める法の下での平等原則に違反しているのは明らかです。

また、学生無年金障害者が自立して生きていくためには、障害基礎年金を受給できることが不可欠です。

是非、慎重審理の上、学生無年金障害者の置かれている現状に御理解いただき、学生無年金障害者を救済する公正な判決を下されるよう要望します。

名 前	住 所

取り扱い団体名

{ }